

平成31年4月19日

各 位

公益社団法人 北海道観光振興機構
会 長 堰 八 義 博

平成31年度インバウンド対応ビジネスモデル形成事業
(広域観光周遊ルートビジネスモデル形成事業) 委託業務に係る企画提案書の募集について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。
北海道の観光事業の推進にあたりましては、日頃から格別のご支援とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当機構では、標記事業に係る委託業務について、下記のとおり企画提案を募集いたしますので、ご案内申し上げます。

敬具

記

1. 事業名
平成31年度インバウンド対応ビジネスモデル形成事業
(広域観光周遊ルートビジネスモデル形成事業)
2. 事業目的
(公社)北海道観光振興機構(以下「観光機構」という。)では、本事業における平成30年度までの取組を踏まえ、広域観光周遊ルート「アジアの宝悠久の自然美への道 ひがし北・海・道」(平成30年度時点での名称、以下同様)エリア内における外国人観光客誘致に向けた滞在モデルプラン・サービスを企画する取組を支援し、地域における外国人観光客の増加につなげることを目指しています。
こうしたことから、今年度は観光機構の地域部会における各種意見等も踏まえ、「地域からの提案に基づいたルートづくりへの支援」から「誘客に最も効果的なルートづくりや受入環境・受入体制の整備を専門とする有識者(旅行会社、航空会社等)が地域の意見を取り入れて事業を推進する手法」へと転換し、旅行商品の造成及び販売を推進することによってより多くの外国人観光客誘致を図ります。
**※広域観光拠点地域：旭川、富良野、美瑛、トマム、上川層雲峡、帯広、十勝川温泉、北見、網走、知床、釧路、阿寒湖温泉、摩周・川湯温泉、東神楽町、上富良野町、東川町、鹿追町、根室市、上士幌町、新得町、紋別市、中標津町、羅臼町、幕別町。
(本実施要領公示時点)**
3. 事業実施期間等
契約締結日～令和2年3月6日
4. 委託事業者向け事業説明会
日時：平成31年4月25日(木) 10:00～11:00
会場：北海道庁別館西棟3階1号会議室
(札幌市中央区北3条西7丁目10)
※出席を希望する場合は、別紙回答用紙に記載の上、平成31年4月24日(水)正午までに、電子メール又はFAXにてお申し込みください。

以上

担当：北海道観光振興機構 地域支援本部
広域観光部 當瀬
電話：011-231-0941 FAX：011-232-5064
E-Mail：k_touse@visithkd.or.jp

F A X 回 答 用 紙

平成 3 1 年 4 月 2 4 日 (水) 午前必着

F A X : 0 1 1 - 2 3 2 - 5 0 6 4 E - M a i l : k _ t o u s e @ v i s i t h k d . o r . j p

北海道観光振興機構 地域支援本部

広域観光部 當瀬 宛

平成 3 1 年度インバウンド対応ビジネスモデル形成事業 (広域観光ルートビジネスモデル形成促進事業) 委託事業者向け事業説明会に出席します。

貴社名			
連絡先			
部署名 役職 氏名	部署名	役職	氏名

平成31年度インバウンド対応ビジネスモデル形成事業
(広域観光周遊ルートビジネスモデル形成事業) 企画提案指示書

公益社団法人 北海道観光振興機構

1. 事業目的

(公社)北海道観光振興機構(以下「観光機構」という。)では、本事業における平成30年度までの取組を踏まえ、広域観光周遊ルート「アジアの宝 悠久の自然美への道 ひがし北・海・道」(平成30年度時点での名称、以下同様)エリア内における外国人観光客誘致に向けた滞在モデルプラン・サービスを企画する取組を支援し、地域における外国人観光客の増加につなげることを目指している。

こうしたことから、今年度は観光機構の地域部会における各種意見等も踏まえ、「地域からの提案に基づいたルートづくりへの支援」から「誘客に最も効果的なルートづくりや受入環境・受入体制の整備を専門とする有識者(旅行会社、航空会社等)が地域の意見を取り入れて事業を推進する手法」へと転換し、旅行商品の造成及び販売を推進することによってより多くの外国人観光客誘致を図る。

2. 事業対象地域

広域観光周遊ルート「アジアの宝 悠久の自然美への道 ひがし北・海・道」形成促進地域他(十勝、オホーツク、釧路、根室の4(総合)振興局内及び上川総合振興局のうち中南部)

※広域観光拠点地域:旭川、富良野、美瑛、トマム、上川層雲峡、帯広、十勝川温泉、北見、網走、知床、釧路、阿寒湖温泉、摩周・川湯温泉、東神楽町、上富良野町、東川町、鹿追町、根室市、上士幌町、新得町、紋別市、中標津町、羅臼町、幕別町。
(本実施要領公示時点)

3. 事業実施主体及び事業実施方法

観光機構が主体となり、専門家(旅行会社、航空会社等)に委託して実施する。

4. 企画提案応募条件等

(1) 道内に本店、支店を有する単体企業又は道内に本店、支店を有する他企業との連合体とし、①～③のいずれかに該当し、かつ④の条件を満たすこと。

① 民間企業

② 特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)に基づく特定非営利法人

③ その他の法人又は法人以外の団体等

④ 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団をいう。)又は暴力団関係事業者(暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。)に該当しない者であること。

(2) 提案事項を的確に実施する能力を有する者であること。広域観光拠点地域内における「プライムロードひがし北・海・道」推進協議会の構成員である市町村、観光協会又は団体等に造詣の深い専門家(旅行会社、航空会社等)であること。

(3) 観光機構が必要と判断する際に、観光機構にて業務打合せを行う人員・業務体制を取ることができる者であること。

5. 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約とする。

6. 委託期間及び業務スケジュール

(1) 委託期間

契約締結日～令和2年3月6日

(2) 業務スケジュール

4月19日(金)

事業提案募集の公示・企画提案指示書、資料の配布開始

4月25日(木) 10:00～

企画提案説明会

5月7日(水) 12:00

企画提案参加表明締切

5月10日(金) 12:00

企画提案書の提出期限

5月中旬

企画提案の審査、委託事業者決定・契約締結・業務開始

令和2年3月6日(金)

全事業終了、事業報告書作成提出、精算

7. 参加表明

企画提案書を提出する意思がある場合は、期限までに参加表明すること。なお、期限までに参加表明がない場合は、企画提案書を受理しないものとする。

(1) 表明期限：平成31年5月7日（火）12：00

(2) 表明先：札幌市中央区北3条西7丁目1-1 緑苑ビル1階
公益社団法人 北海道観光振興機構 広域観光部（担当：當瀬）
TEL 011-231-0941 Email: k_touse@visithkd.or.jp

(3) 表明方法：電子メールにて行うこと。様式は任意とし、メール本文でも可とする。

8. 委託業務内容

(1) ワークショップの開催

新しい滞在モデルプラン・観光関連商品（※）の企画については、地域から意見を集約し、収益モデルの説明や試験的な販売の実施結果等を地域において検証するワークショップを複数回（3回程度）開催するための経費を支援する。

※「新しい滞在モデルプラン・観光関連商品」は、企画提案する地域においてこれまで実施されていない滞在モデルプランや観光関連商品の造成及び販売を目指すものとする。プランや商品の全てが新たなものでなくても可とする。

（想定される「新しいサービス」の一例）

- ・長距離サイクリスト向けの宿泊施設間荷物配送サービス
- ・空き時間を活用したビュースポット送迎&カメラマン同行プラン
- ・スポーツ店と宿泊施設が連携したランニングウェア&シューズのレンタル 等

(2) 外国人によるプラン検証

- ・外国人（海外の旅行会社、航空会社等の関係者や専門家）を招請し、上記のワークショップにおいて地域からの賛同が得られた滞在モデルプラン・観光関連商品の検証及び意見交換会の開催に係る経費を支援する。
- ・検証のために使用する備品等、必要な経費が発生する場合は、企画提案書に備品及びその概算額を記載すること。ただし、高額な備品や食糧費等、内容によっては支援できない場合がある（モデルプラン・観光関連商品の検証に必要と認められるものに限る）。

(3) 売れる旅行商品の試験的な販売、情報発信等

外国人観光客向けの旅行商品の試験的な販売、プロモーション活動等があれば、予算の範囲内で支援する。

※留意点

本事業で造成した旅行商品については、目標とする販売数・販売額が上回ることも想定される。本事業は、国の地方交付税推進交付金を活用していることから、本事業内で得た利益分については国へ返還しなければならない。こうした点を踏まえ、企画提案書には、目標とする販売数・販売額及びその根拠を明記し、事業費の返還に至る基準を明確に示すこと。

(4) その他

旅行商品の販売状況及び消費者から得られた反応等については、事業報告会を適宜開催するなどして地域へ効果的にフィードバックすること。

(5) 報告書作成・提出

上記の取組内容を取りまとめた事業実施報告書を作成し、冊子（5部）及びデータ（CD-R等）で提出すること。

9. 予算上限額

1ルート（1事業）3,200千円（消費税及び地方消費税相当額を含む）を予定

10. 企画提案書及び見積り依頼内容

企画提案を行う場合は、企画提案書のほかに、別記様式（企画提案シート）を提出すること。また、企画提案書の作成にあたっては、企画提案の考え方のほか、下記の項目について企画提案書に詳細を記載すること。

- (1) これまでの事業実績
会社の業務内容、インバウンド商品販売実績、海外における旅行市場調査実績について、過去3年分を記載すること。なお、観光機構事業の実績については記載を要しない。
- (2) 業務実施体制
当該業務実施体制について、業務担当者をはじめとする企画提案者の体制のほか、協力会社等を明記し、具体的に記載すること。
なお、企画提案者の業務担当者名については、提出する企画提案書の1部のみに記載し、残りのについては、「A」、「B」などといった表現を用いて記載すること。
- (3) 業務スケジュール
委託業務開始から終了までのスケジュールを具体的に記載すること。
- (4) 見積書
費用項目の明細を記載すること。
※例：人件費、交通費、宿泊経費、通訳費、体験料経費、保険費、コーディネート費等
- (5) その他
「売れる旅行商品の試験的な販売、情報発信等」については、目標とする販売数・販売額及びその根拠を記し、販売を促進する効果的な情報発信手法についても明記すること。

11. 企画提案書作成上の留意点

- (1) 様式の規格はA4版とする。ただし、A4による掲載が困難な場合はA3折込による掲載を可能とする。
- (2) 企画提案書は事業者名や従事者名を記載したもの、これらを記載しないものを2種類作成すること。
- (3) 企画提案書の冒頭に全体構成を記載すること。
- (4) 媒体の提案などにおいてA案・B案等、複数の案を記載している提案は審査対象外とする。
- (5) 本事業以外の費目を要する提案は行わないこと。
- (6) 企画提案書の作成及び提出に係る一切の費用は、提出者の負担とする。
- (7) 提出された企画提案書は返却しない。

12. 企画提案書の提出

- (1) 提出部数 8部（持参又は郵送）
会社名、業務従事者氏名を記載したものを1部、記載しないものを7部。
- (2) 提出場所 札幌市中央区北3条西7丁目1-1
公益社団法人 北海道観光振興機構
地域支援本部 広域観光部（担当：當瀬）
TEL 011-231-0941 Email: k_touse@visithkd.or.jp
- (3) 提出期限 平成31年5月10日 12:00
- (4) 提出方法 持参又は郵送で提出すること。

13. 企画提案に関する審査

- (1) プレゼンテーションを実施した上での審査を行う。
- (2) 同一事業において提案を提出する事業者が4者以上の場合は、書面審査を行い、原則、上位3者をプレゼンテーションの対象とする。
- (3) プレゼンテーション日時及び場所は、別途通知する。
- (4) プレゼンテーションに参加できなかった場合は、棄権とみなす。
- (5) プレゼンテーション時の追加資料の配布については、認めない。

14. 企画提案の評価基準

企画提案は、次の点を審査し総合的に判断する。

- (1) 企画提案の目的適合性
提案された事業実施内容が、各地域の現状、課題に即し地域のニーズに合致したものであり、本事業のために効果的なものとなっているか。

(2) 実現性
事業の組み立てに具体性があり、いかに専門性を持つ内容となっているか。また、実現可能な提案・スケジュールとなっているか。

(3) 業務遂行能力
各事業実施のノウハウを備えており、業務を遂行する能力があると判断できるか。

15. 業務上の留意点

(1) 業務内容の詳細については、事業提案の内容を基本として、観光機構と受託者が協議して決定する。

(2) 観光機構は、受託者に対し、観光機構がこれまで取りまとめた資料等について、可能な範囲で提供する。

(3) 著作権、肖像権等に関しては、権利者の許諾が必要な場合、受託者において必要な権利処理を行うこと。

16. その他

(1) 提出された企画提案書は、参加要請者の選定及びプロポーザルの特定以外には、提出者に無断で使用しない。

(2) 公正性、透明性、客観性を期するため、企画提案書は公表する場合がある。

(3) 手続きで使用する言語及び通貨は、日本語及び日本円とする。

以上

【別記様式】

平成31年度インバウンド対応ビジネスモデル形成事業
(広域観光周遊ルートビジネスモデル形成事業) 企画提案シート
令和元年 月 日

事業者名

事業名

1 周遊ルートの地域

2 当該周遊ルート等における課題

3 事業概要 (ルートの概要)

※上記のうち、地域にとって新たなビジネスモデルとなる事項

4 御社の当該地域における観光振興に係る取組み等実績

5 地域ワークショップにおける構成員 (5月)

※メンバーについては、企画する周遊プランに係る観光関係事業者等

6 外国人 (構成員含む) プラン検証の内容 (7月下旬～8月)

※招聘者を海外の旅行販売関係者とし、プロモーション的な仕掛けを想定しています。

7 プラン検証を含め売れる商品に係る地域ワークショップの内容 (9月)

※実際の実験的販売への反映手法

8 売れる旅行商品の試験的販売 (情報発信) の取組み内容 (9月～1月)

9 8の実施に伴う成果目標

※上記の成果に伴う波及効果

10 目標とする販売数・販売額及びその根拠 (8及び9に係る)

※当初より利益が見込まれるときには、具体的な数値に関して、見積書に定める事

11 検証ワークショップ (まとめ) の内容 (2月上旬)